

平成27年度事業計画

全日本剣道連盟

全日本剣道連盟（以下、「本連盟」という。）は、わが国の伝統と文化に培われた剣道の普及・発展を図るとともに、心身の錬磨による人造りとわが国社会の健全な発展に貢献することを目指す。

このために、日本の剣道界を統括し代表する団体として、以下の基本方針ならびに重点方策に基づき、平成27年度の事業を展開する。

第1．基本方針

「剣道の理念」に基づき、社会から高く評価される活力ある剣道界のさらなる発展の実現を目指し、国内外各層への剣道普及を図る。

第2．重点方策

1. 伝統文化としての剣道の正しい普及と発展のために、教育の充実を図る。
2. 中学校武道必修化に伴う剣道の課題を検討して諸施策を立案し、その推進を支援する。
3. 指導・教育体制の強化を通じて、質の高い剣道を育てる。
4. 称号・段級位制度の適正な運用を図る。
5. 試合・審判規則とその細則ならびに運営要領を厳正に運用し、指導法と連携を図り審判による試合内容の充実と活性化を図る。
6. 国際剣道連盟の活動を支援し、海外を含めた剣道諸団体の健全な育成・強化を図る。
7. 資産の効率的な運用と業務処理の効率化による経費節減に努め、財政基盤の強化を図る。
8. 一般社会の剣道への理解を深めるため、広報ならびに文化関係事業の展開に注力する。

第3. 重点事項

本年度は、伝統文化としての剣道の正しい普及とさらなる剣道の質の向上を図るため、指導・教育体制を強化し、以下の重点事項を実施する。このほか、主催・共催各大会をはじめ、主管する第16回世界剣道選手権大会等の充実を図るとともに諸団体の行う重要な大会および講習会を後援し、その充実に協力する。

なお、主な大会、審査会、各種講習会等は、平成27年度行事日程表(添付)のとおりである。

1. 普及

剣道の質の向上に努めるとともに現場への浸透を図る。

- (1) 指導、教育、普及の実効をあげるため、各種大会・講習会の充実と現場への浸透を一層推進する。
- (2) 都道府県剣道連盟（以下、都道府県剣連という。）を主軸とした普及体制のもとで行われる指導者育成や強化および教育活動に対する支援を行う。
- (3) 全剣連後援講習会における受講者・都道府県剣連・全剣連派遣講師の三位一体となった講習会のあり方について行った調査・研究に基づき、その改善を図る。
- (4) 剣道への参入者を増やすための指導方策を検討し推進する。
- (5) 本連盟刊行の各種規則類および教材・資料ならびに広報など、現場への積極的な活用を推進する。
- (6) 剣道界の実情を見据えながら、各専門委員会と連携しつつ諸問題の解決や普及活動に取り組む。
- (7) 「礼法」の手引書作成のための調査・研究を行う。

2. 学校教育関連

伝統文化としての剣道の良さを教育機関・関係者に広く理解させる方策を検討し推進する。

- (1) 小・中・高等学校、大学における剣道の質的向上を図るための方策を検討する。
- (2) 中学校・高等学校における剣道授業の実態を把握し、課題に対する方策を検討する。
- (3) 中学校武道必修化に対応するため、全国剣道指導者研修会や各都道府県剣連における取り組みなどを通して授業協力者の養成と活用について実態を把握し、方策を検討する。

3. 指導

剣道を正しく普及するための指導法についての研究および検討を行う。

- (1) 本連盟刊行の「剣道指導要領」、「剣道講習会資料」、「木刀による剣道基本技稽古法」、「剣道社会体育教本」、「剣道授業の展開」の活用を図る。

- (2) 講師要員（指導法）の講習・研修を実施し、指導法講師の育成を図る。
- (3) 女子指導者講習会を開催し、より高い剣道の技術ならびに指導力の向上を図る。
- (4) 「木刀による剣道基本技稽古法」を基盤にした効果的な指導法の普及を推進するとともに、「日本剣道形」の位置づけと内容の理解を踏まえた指導法の研究を行う。
- (5) 剣道を国内外の各層・各領域に正しく普及させるため、関連委員会と連携しながら、より適切な指導法のあり方を構築する。
- (6) 「剣道の理念」、「剣道修練の心構え」、「剣道指導の心構え」に係わる制定経緯の理解を深め、その内容の具現・具象化を推進する。

4. 称号・段級位

称号・段級位審査規則および細則を遵守し、審査の適正な運営を図る。

- (1) 国内外における審査会の実施方法のあり方について調査・研究を行う。
- (2) 審査業務のより適切な運営・管理を図る。

5. 試合・審判

試合・審判規則とその細則、運営要領の適正な運用を図る。

- (1) 審判員として適正な試合運営能力および指導力の向上のため実践的研修を行う。
- (2) 研修会・講習会を通して女子審判員の育成、審判技術の向上を図る。
- (3) 各国の審判員育成ならびに審判技術の向上に向け支援を行う。
- (4) 剣道用具等の仕様の適正化を図る。

6. 強化

剣道の資質・力量を兼ね備えた剣士の育成・強化を図る。

- (1) 第17回世界剣道選手権大会に向けた全日本代表候補選手の強化を図る。
- (2) 剣道の将来を担う青年層の剣士を選抜し、剣道水準の向上を図り、また将来の日本を代表する選手を育成するため選抜特別訓練講習会を実施する。
- (3) 各都道府県剣連の中核となる剣士の錬成強化と指導力養成を図るため、中堅剣士講習会を実施する。

7. 居合道

各種講習会において全剣連居合の普及・振興を図り、その徹底に努める。

- (1) 中央講習会および地区講習会において全剣連居合の普及を図る。
- (2) 審査員・審判員となる者に対して古流の研鑽を推奨し、その修得に努める。
- (3) 居合道普及発展のための調査・研究を行うとともに、問題点の改善を図る。

(4) 中堅指導者の技術および指導力の向上を図る。

8. 杖道

全剣連杖道の普及・振興を図り、その徹底に努める。

- (1) 中央講習会および地区講習会において全剣連杖道の徹底に努め普及を図る。
- (2) 審査員ならびに審判員となる者に対して杖道の研鑽を推奨し、その修得に努める。
- (3) 中堅指導者の技術および指導力の向上を図る。

9. 社会体育指導員養成

事業発足20年の成果を踏まえ、初級・中級・上級各養成講習会および各更新講習会の更なる充実と有資格者の活用を図る。

- (1) 地域の剣道指導の中核を担う指導員の有資格者として、一層資質の向上が図られるよう講習内容の充実に努める。
- (2) 更新講習会を初級・中級・上級別にそれぞれ開催し、内容の充実を図る。
- (3) 中学校武道必修化に対応できる指導者の養成とその活用について関係機関との連携を図る。

10. 国際

各国の剣道連盟の独自性を尊重しつつ、剣道の理念を正しく伝達することに努め、剣道の普及を促進する。

- (1) 主管国として第16回世界剣道選手権大会を日本武道館（東京）において開催する。
- (2) 第16回世界剣道選手権大会に役員・選手団を編成して参加する。
- (3) 東京で開催の国際剣道連盟総会および理事会に会長をはじめ役員が出席するとともに、総会および理事会の議事進行を支援する。
- (4) 国際剣道連盟の事務ならびに運営への援助・協力を行う。
- (5) 国際剣道連盟との連携の下に、海外の剣道界の動きを注視しながら、各地域連盟の組織化を支援する。
- (6) 海外への指導者の派遣、外国剣道連盟・団体への剣道具の提供、英文の剣道資料の作成・配布を行う。
- (7) 国際競技団体連合（スポーツアコード）への対応業務支援を行う。
- (8) 英文ホームページの充実を図る。

11. 広報活動ならびに物販事業

多角的な広報活動を通じ剣道への認識を深めるとともに、剣道への参入者増加を図るた

めの諸施策を推進する。

- (1) 「剣窓」の内容充実と購読者数の増加に努める。
- (2) ホームページおよびソーシャルメディア（フェイスブック・ツイッター等）を活用して発信機能を高め、情報の充実と正確かつ迅速な情報発信に努める。
- (3) 情報提供を通じマスコミとの一層の連携を深め、剣道の正しい認識と普及に努める。
- (4) 大会等の録画、録音および全剣連頒布物等の知的財産権に関する処理を適切に行う。
- (5) 頒布品販売システム（オンラインショップを含む）を活用し、頒布品の販売サービスの向上に努める。
- (6) 剣道カレンダーの作成・頒布を行う。

1 2. 文化関係事業

- (1) 「北の丸書庫」、「剣道映像博物館」の資料等、研究者に対する情報サービスの充実に努める。
- (2) 第14回剣道文化講演会を実施する。
- (3) 第19回写真コンテストを実施する。

1 3. 資料

広報・資料小委員会（東日本・西日本）の活動を通じ、剣道に関わる歴史的、文化的に価値ある資料の収集、整理、保存に努めるとともに、調査研究成果の刊行、頒布などを行う。

1 4. 安全、医・科学関係

- (1) 剣道における心身の健康・安全に関する調査を進めるとともに、その成果の周知を図るため、ホームページ上で随時必要な情報の提供に努める。
- (2) 剣道用具の品質の向上と改良については、製造業者への指導等を通じて安全性と機能性の向上に努める。
- (3) 竹刀および剣道具の規格の遵守徹底を図る。
- (4) 訓練講習会への医・科学的支援を充実する。
- (5) ドーピング防止および関連する健康管理(コンディショニング)のための「アンチ・ドーピングマニュアル」を活用し、訓練講習生に限らず指導者および一般剣道愛好家を含めた啓発活動を推進する。
- (6) 2015年1月1日から改定日本アンチ・ドーピング規程が施行される。この新規程に基づき、ドーピング・コントロール(検査管理)を引き続き実施する。
- (7) 上記の改定規程の施行に伴い、「アンチ・ドーピングマニュアル」の一部を改訂する。

1 5. 長期方策の検討

剣道の長期的発展に向けての基本的方策を策定する。

- (1) 本連盟の長期の業務のあり方について調査・研究を行う。
- (2) 道場建設のための調査・検討を行う。

1 6. 情報処理関係

- (1) 本連盟の登録者管理システムを新登録者管理システムへ移行する。
- (2) 本年度はインターネットを活用し、都道府県剣連に委託している初段から五段までの合格者登録申請ならびに高段者（六段から八段）審査会受審申請の方法を確立して数カ所の都道府県剣連で試行的に導入する。

1 7. 総務、経理関係

連盟運営の合理化・効率化を推進する。

- (1) 適正な業務遂行に努めるとともに事務処理を効率的に行い、運営経費の節減、管理費の抑制に努める。
- (2) 一般財団法人移行時より旧規定の一部を準用してきたが、移行後3年を経過したので事務局内諸規則の見直しを実施し、必要に応じて改定または改正を検討する。
- (3) 職員の職務遂行能力の向上、自己啓発活動を支援する。

1 8. 表彰事業

剣道発展のために顕彰制度の適切な運用を行う。

1 9. 対外関係

関係団体に対する援助・協力、その他関係先との連携強化に努める。

- (1) 都道府県剣連、全国組織剣道関係団体との連携の緊密化を図り、その剣道普及振興への援助と協力を行う。
- (2) 剣道に対する理解・評価を高めるため、関係官庁および関連団体、報道機関等との関係の円滑化を図る。

以 上